

出演代表者 各位

第 17 回京都学生祭典実行委員会
実行委員長 山田 聡司
(公印省略)

共通参加規約書

京都学生祭典実行委員会（以下、実行委員会）は、実行委員会が主催する第 17 回京都学生祭典及びその他の主催事業（以下、学生祭典）への参加・出演に関して、以下の通り定める。

第 1 条（出演者）

1. 出演者とは、学生祭典への出演、出店、出展（以下、出演）する団体及び個人をいう。
2. 実行委員会が定める共通参加規約（以下、本規約）は、実行委員会及び全ての出演者に適用されるものとし、出演者は本規約を誠実に遵守するものとする。
3. 出演者がインターネットを用いた学生祭典への参加申込（本規約への同意ボタンをクリックすること）したことをもって、出演者が本規約に同意したものとみなす。

第 2 条（出演企画）

1. 出演者は、以下のイベント内で実施される個別の企画の中から、別途実行委員会方法に従って、出演者が出演企画を選択の上申込み、申込内容について実行委員会が承諾することにより、出演者の学生祭典への出演が決定するものとする。

【学生祭典イベント】

①第 17 回京都学生祭典本祭

日時：2019 年 10 月 13 日（日）

場所：平安神宮前 岡崎プロムナード一帯

②第 17 回京都学生祭典プレイベント in 宮津（仮称）

日時：6 月 22 日（土）～ 6 月 23 日（日）

場所：京都府立青少年海洋センター「マリーンピア」

③第 17 回京都学生祭典プレイベント in 古川町商店街（仮称）

日時：7 月 6 日（土）

場所：古川町商店街・白川沿い

④第 17 回京都学生祭典プレイベント in イオンモール（仮称）

日時：9 月 8 日（日）

場所：イオンモール KYOTO・イオンモール京都五条・イオンモール京都桂川

※個別の企画については別途実行委員会より提示するものとする。

2. 出演者は、出演する企画について実行委員会から情報の提供を求められた場合、速やかに必要な情報を開示しなければならない。

第3条（出演に要する費用）

出演者は、以下の学生祭典で実施される企画に出演又は出展するにあたって、前条の学生祭典イベント開催日の6週間前(9月1日)までに、実行委員会の指定する銀行口座に以下に定める費用を実行委員会に振込支払うものとする。この場合、費用の支払いが発生しない企画への出演に関して、事前準備及び当日の出演に際して必要となる費用について、実行委員会は一切負担しないものとする。

【費用の支払いが必要となる企画】

・京炎そでふれ！コンテスト	1,000 円/1 人
・全国おどりコンテスト	1,000 円/1 人
・Kyoto Student Music Award	1,000 円/1 人
・夢を語れ	500 円/1 人
・もぐもぐまんぷくグランプリ	6,000 円/1 店舗

第4条（出演の中止）

1. 実行委員会は、次に掲げる場合に該当すると判断した場合、出演者の学生祭典へ出演を中止することができるものとする。

(1) 実行委員会もしくは京都学生祭典組織委員会（以下、組織委員会）が定める学生祭典の趣旨に照らして、学生祭典で出演者が実施する企画内容が適当でないと判断したとき。

(2) 出演者又は出演者に所属する個人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(3) 天災地変、暴動その他不可抗力により、出演者が学生祭典に出演することが困難または不可能となるおそれが高いと実行委員会が判断したとき。

(4) 出演者が第5条に規定した禁止事項に該当する行為を行ったとき。

2. 実行委員会が前項の定めに従い、出演者の学生祭典への出演を中止した場合、出演に要した費用について、実行委員会は出演者に対し、一切の金銭的な補償は行わないものとする。また、前項の定め該当し、出演者が学生祭典へ出演できないことに起因し、実行委員会が損害を被った場合、出演者は実行委員会に対し当該損害を賠償しなければならない。

第5条（禁止事項）

1. 実行委員会は出演者に対し、以下の項目に該当する行為（以下、禁止行為）を禁止する。

(1) 事故が発生するおそれのある行為

・催しに関する以外の火気・刃物の使用

・飲酒行為

・その他の出演者・来場者に危害を及ぼす可能性があると思われるもの

(2) 政治的行為または宗教的行為（布教活動、宣伝行為）

(3) 公共の福祉、公序良俗等に反する行為

(4) 各種施設を破損、または汚損するおそれのある行為

(5) 著しく美観風致を害する行為

(6) その他、実行委員会もしくは組織委員会が、本規約に違反もしくは学生祭典の円滑な運営の妨げになると判断したもの

2. 出演者が禁止行為を行ったことに関連して実行委員会に費用が発生した場合又は実行委員会が第三者に賠償などを支払った場合、出演者は実行委員会が支払った全ての費用及び賠償金を実行委員会に支払うものとする。

第6条（学生祭典の中止）

実行委員会の責に帰すことができない事由（天災、交通事故、ストライキ等）又は出演者の疾病（但し、医師による診断書を実行委員会に提出しなければならない）、その他の実行委員会が認める事情により、やむを得ず学生祭典を実施することが不可能となった場合、出演団体又は出演者と協議の上、実行委員会の判断で学生祭典を中止することができるものとする。この場合、実行委員会は出演団体及び出演者に対し、一切の金銭的賠償を行わないものとする。

第7条（キャンセル）

1. 出演者は、事前の実行委員会の書面による同意がない限り、第1条第3項の定めに従い、学生祭典への出演が決定した後、出演者の都合により学生祭典への出演をキャンセルすることができない。
2. 実行委員会は、出演者が自らの都合を理由に学生祭典の出演をキャンセルしたことに起因し、発生した費用及び第三者に支払った賠償金について、出演者に請求することができるものとする。

第8条（所属する個人の管理）

1. 出演者は、自己に所属する個人について、適切に管理を行うものとし、その行為について一切の責任を負うものとする。
2. 出演者は、自己に所属する個人に未成年が含まれる場合、学生祭典への参加について出演者の責任において、当該個人の保護者から同意を得なければならないものとする。

第9条（開催中の事故）

学生祭典開催中に事故などが発生した場合、出演者は速やかに状況を実行委員会に報告し、その指示に従い、事態の解決に協力するものとする。

第10条（施設、機材、楽器等の損害賠償請求）

1. 出演者が、準備中および開催中に使用する施設、機材、楽器等を破損または汚損した場合、実行委員会はその一切の責任を負わない。またそのことで実行委員会に損害が生じた場合、実行委員会は出演者に対してその実費の賠償を請求できるものとする。
2. 出演者の機材、楽器等が実行委員会の責めに帰すことができない事由により破損、汚損、盗難、紛失した場合、実行委員会はその一切の責任を負わない。

第11条（損害賠償の義務）

出演者は第4条2項、第5条第2項、第7条第2項、第10条第1項に定める実行委員会からの請求があった際、すみやかにその請求に応じる義務を負うものとする。

第12条（防火対策）

出演者は、出演の中で火気を扱う場合、事故が起きないように細心の注意を払う義務を負うものとする。事故の発生が予見できる場合、実行委員会は、出演者に改善の指導を行う。それでも改善が行われない場合は、出演の即時中止を命じることが出来るものとする。また万一事故が発生した際には、出演の即時中止と次年度以降の学生祭典への出演を取り止めさせることが出来るものとする。

第13条（車両）

当日の車両（自転車、オートバイを含む）での来場を禁止する。ただし、備品等の運搬のため、止むを得ず車両での来場を希望する場合は、実行委員会と相談のうえ、車両情報シートを提出し、実行委員会が指定する場所で搬入・搬出を速やかに行うこと。

第14条（肖像等）

出演者は、学生祭典に関して、実行委員会または実行委員会の指定する者が以下の目的のために出演者及び出演者に所属する個人の氏名（名称）、芸名、肖像、写真、経歴等を無償で使用することを許諾する。

- ① 学生祭典の広告宣伝（ホームページ、新聞、雑誌、TV、ラジオ等）
- ② 学生祭典のパンフレット
- ③ 学生祭典を収録したビデオやCD等の広告宣伝および添付物

第15条（映像・音源の二次利用）

1. 出演者は実行委員会に対し、学生祭典における出演者の出演に係る著作権法上の一切の権利（著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権、私的録音録画補償金請求権を含みませ）を地域、期間、範囲の何等制限なく使用を許諾する。
2. 実行委員会は、前項により、学生祭典の映像（音声を含む）を収録し、テレビやラジオ、インターネット等において、その一部または全部を公衆送信等することができる。
3. 出演者が使用していた衣装、用具、音楽、振付その他について、第三者から著作権等の権利侵害を指摘された場合において、実行委員会はそれらの問題についていかなる責任も負わない。

第16条（秘密保持）

出演者は、学生祭典へ出演するにあたって、実行委員会より開示された秘密情報について、実行委員会の事前の同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

第17条（個人情報）

出演者及び出演者を通じて出演者に所属する個人が提出した個人情報は、実行委員会において適切に管理し、学生祭典の企画・運営・普及およびこれらに付随する業務のために使用し、それ以外の目的では使用しない。

第18条（協議）

本規約に定めない事項、または規約事項に疑義が生じた場合は、実行委員会と出演者とが協



議の上定めるものとする。

以 上